

徳島県南メディアネットワーク株式会社 加入契約約款  
(吉野川市のお客様用)

徳島県南メディアネットワーク株式会社(以下「甲」という)と、甲が設置するS T BによりC S多チャンネル放送サービス提供を受ける者(以下「乙」という)との間に締結される契約(以下「多チャンネル契約」という)は、次の条項によるものとする。

第1条(業務)

甲はサービス提供区域(以下「業務区域」という)において、サービス提供に必要なS T Bを設置し、乙にC S多チャンネル放送の再送信サービスを提供する。

第2条(指定事業者)

甲は連携してサービス提供を実施する株式会社ケーブルネットおえ(以下「指定事業者」という)に以下の業務を委託し、乙の対応窓口とする。

- ・各種申し込み受付
- ・S T B設置等業務(故障時の本体交換、解約時の撤去含む)
- ・利用料の収納
- ・不具合対応 等

第3条(多チャンネル契約の条件)

甲は業務区域においてケーブルテレビ事業を営む「株式会社ケーブルネットおえ」のテレビサービス加入者に限り加入契約を結ぶものとする。

第4条(多チャンネル契約の成立)

乙が、この契約約款を承諾し、別に定める様式の加入申込書に所要事項を記載のうえ、指定事業者を通じて申し込み、甲がこれを承認したときに成立する。

第5条(多チャンネル契約の撤回)

乙は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込みの撤回又は当該加入契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、書面を發した時に効力を生じる。

第6条(多チャンネル放送サービス利用料)

- (1) 乙は、甲が別途定める別紙料金表に従い利用料を支払う。
- (2) オプション有料番組のサービス提供を受けた場合は、基本の月額利用料の他にその料金を支払う。
- (3) 経済環境の変動、設備の更新等の理由により、甲が利用料を改定した場合は、乙は改定された金額を甲に支払う。

## 第7条（STBの貸与・所有）

- (1) 甲は乙に「STB」を貸与し、解約時には乙はSTB及びその付属品を甲に返納するものとする。
- (2) 乙は責任を持ってSTBおよびその付属品を管理・保管・使用するものとし、故意又は過失によるSTBおよびその付属品の破損、紛失等が発生した場合には、その相当額を甲に支払うものとする。
- (3) 通常使用によりSTBに故障が生じた場合は甲の保守責任とする。ただしリモコン用の電池交換（電池含む）の費用は乙が負担する。
- (4) STB利用にあたっては、甲は以下の付属品を併せて乙に貸与する。
  - ・デジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）
  - ・デジタルケーブルテレビ用ICカード（以下「C-CASカード」という）
- (5) B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。
- (6) STB1台につきB-CASカード、C-CASカード各々1枚を貸与する。
- (7) 甲は必要に応じて乙にB-CAS、C-CASカードの交換又は返却を請求できるものとする。
- (8) 甲の手配以外でのSTBおよび付属品のデータ追加・変更・改ざんは固く禁止し、それらが行われた事による当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失等は乙が賠償する
- (9) STBを貸与された乙は、甲が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意する。
- (10) 乙は甲が別途定める別紙料金表に従いSTB設置工事費を支払う

## 第8条（料金の支払方法）

乙が甲に支払う利用料金の支払方法は指定事業者の料金収納方法に従うものとする。

## 第9条（責任事項）

甲が第1条に定める再送信業務を、月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第5条の規定にかかわらず無料とする。

2 乙は、業務上必要なメンテナンスによる放送の一時的な停止のあることを了承する。

## 第10条（便宜の提供）

乙は甲の指定する指定事業者が、STBの点検、修理等を行うため、乙の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。

## 第11条（故障）

甲又は甲の指定事業者は、乙から甲の提供するCS多チャンネルサービスに異常がある旨申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。

但し、サービス異常が乙の所有する受像設備に起因する場合は、この限りではない。

2 乙は甲の提供するCS多チャンネルサービスに異常を来たしている原因が、乙の設備による場合は、その設備の修復に要する費用を負担するものとする。

- 3 乙は乙の故障または過失により、甲が貸与するS T Bに故障が生じた場合は、その機器の修復に要する費用を負担するものとする。

#### 第12条（設置場所の変更等）

乙はS T Bを設置した宅地建物内に限り、S T B接続のテレビジョン受像機の設置場所を変更することができる。

- 2 乙は前項の変更に必要な費用を負担するものとする。

#### 第13条（名義変更）

次の場合において乙の異動が生じる時は、指定事業者を通じて甲の確認を得、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとする。

- (1) 相続の場合。
- (2) 新乙が加入契約に定める旧乙の設置場所において、甲のサービスを受けることについて、旧乙の権利義務を継承する場合。
  - 2 前項において甲は必要に応じて新乙に対し証明できる公的な書類等の提示を要求することができる。
  - 3 名義変更手数料は、甲の規定で別途定めるものとする。

#### 第14条（加入契約の解約）

乙は甲の指定事業者を通じて甲に申し出ることにより、加入契約を解約することができる。この場合、契約解除に必要な諸費用および別紙料金表に従いS T B撤去工事費を支払う。

- 2 本サービスの最低利用期間は3年間とする。乙が最低利用期間前に解約する場合は別紙に従い所定の違約金を甲に支払うものとする。

#### 第15条（オプション有料番組）

オプション有料番組はサービス開始月を含めて3ヶ月間の最低利用期間があり、乙が最低利用期間内で解約する場合は、別紙に従い所定の違約金を甲に支払うものとする。

#### 第16条（番組の改編及び無断使用等の禁止）

本サービスの番組ラインナップは市場動向等により番組改編を行うことがある。

- 2 乙がメモリーカード、配線等により甲のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止する。

#### 第17条（乙の義務違反による停止）

甲は乙がこの規約に違反する行為があったと認める場合は、乙に催告のうえサービスの提供を停止することができる。

#### 第18条（個人情報等の利用）

甲は本サービスの提供に関連して知り得た乙の個人情報（以下「個人情報」という。）を以下の利用目的の範囲内で利用することができる。

- (1) 本サービスの内容をより充実したものにする事。
- (2) 乙に有益と思われる放送サービス（付帯する業務も含む）、甲又は提携先の商品・サービスに関する情報提供をすること。
- (3) 乙から個人情報の取り扱いに関する同意を得る等、乙への連絡の必要が生じた場合に連絡すること。
- (4) 本サービスのサービス向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等を行うこと。

#### 第19条（個人情報等の開示と提供）

甲は以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し、開示、提供することができるものとする。

- (1) 乙の同意を得た場合
- (2) 裁判官の発令する令状により、強制処分として捜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、乙の同意を得ることが困難な場合
- (4) 前条の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合（個人情報を適切な管理するように契約等により義務づけた業務委託先又は提携先に委託する場合に限る）

#### 第20条（定めなき事項）

この契約約款に定めていない事項あるいは疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議の上、円満に解決に当たるものとする。

#### 第21条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立から3年間とする。ただし、契約期間満了の10日前までに甲、乙いずれかからも甲所定の書式による文章により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とする。

#### 第22条（約款の改正）

本約款は、総務大臣に届け出た上で改正することがある。

- 2 改正された約款は、当社ホームページに掲載することにより周知した事とする。
- 3 本約款を改正した場合には、改正後の約款によりサービスを提供するものとする。

#### 付則

- (1) 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとする。
- (2) この約款は平成29年6月1日から施行する。